

返 金 規 程

採用者が求人者の事業所で就業する見込みが立たない時は求人者に紹介手数料にかかる全額の返金を行う。また、採用者が退職した場合、下記の条件で紹介手数料の返金を行うものとする。ただし、求人者の都合により就業する見込みが立たない時をのぞく。

- ・入社日から 30 日以下で退職した場合

紹介手数料の 100%返金

- ・入社日から 31 日以上、90 日以下で退職した場合

紹介手数料の 50%の返金

- ・入社日から 91 日以上、180 日以下で退職した場合

紹介手数料の 30%の返金

- ・入社日から 180 日以上で退職した場合

紹介手数料の返還無し